

国民年金 だより

問い合わせ先
市民課 ☎(40)5556
栃木年金事務所
☎0282(22)6074、4134

受給している年金	平成27年度 年金額（月額）
国民年金 (老齢基礎年金：1人分)	65,008円
厚生年金 (夫婦2人分の基礎年金を 含む標準的な年金額※)	221,507円

■平成27年度の年金額について
厚生労働省は平成26年平均の全国消費者物価指数の変動率等を受け、平成27年度の年金額を0.9%引き上げることを発表しました。老齢基礎年金の年金額（月額）は、左記のとおり（40年間納付した満額の場合）です。

※厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）42・8万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準になります。なお、受給者の受取額が変わるのは、通常4月分の年金が支払われる6月からです。

■平成27年度の国民年金保険料について

平成27年度の国民年金保険料は、月額15,590円となります。毎月の保険料は、日本年金機構から4月の月上旬に送られてくる「納付書」で、金融機関（ゆうちょ銀行を含む）またはコンビニエンスストアで納付できます。なお、納付期限は翌月末になります。納付期限を過ぎた場合であっても納付期限から2年以内であれば納付することができます。

※納付期限から2年を過ぎると時効により納付することができなくなりますが、平成24年10月1日に施行された年金確保支援法により、平成27年9月末までは「後納制度」を利用して過去10年前まで遡って納付することができます。（「後納制度」を利用するためには別途申込みが必要です。）

また、金融機関での口座振替納付やクレジットカードによる納付、Pay-easy（ペイジー）による

納付も可能です。（市役所で納付することはできません。）

■前納でお得！

保険料は前納制度を利用するとお得です。詳しくは下の表をご覧ください。

【年金マメ知識】

「支払いすぎた保険料はどうなるの...?」

前納した後に公的年金に加入、または公的年金加入者の配偶者として扶養になった場合、払いすぎた保険料は還付されます。（割引額は納付すべき期間に応じて変わります。）

還付のご案内につきましては、日本年金機構より郵送で通知が届きますので、その通知にしたがって手続きをお願いします。



■お得な前納制度

納付方法	納付額・割引額
毎月納付	・15,590円（毎月納付書で納める場合、割引はなし）
6か月前納 平成27年4月～平成27年9月分 平成27年10月～平成28年3月分	・92,780円（毎月納める場合より 760円の割引 ） ※4月～9月分は4月末日、10月～3月分は10月末日が納付期限です。
1年前納 平成27年4月～平成28年3月分	・183,760円（毎月納める場合より 3,320円の割引 ） ※4月末日が納付期限です。